

平成 25 年 11 月
東京税関業務部

関係各位

輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は
提示する必要がある書類等の取扱いについて（一部改正）

先般、通関関係書類の電磁的記録による提出に関する、「輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示する必要がある書類等の取扱いについて」の税関ホームページへの掲載についてご案内したところですが、別添資料「『通関関係書類の電磁的記録による提出に係る Q & A』 No. 49 関係（別紙）」を改正致しましたのでお知らせします。

【税関ホームページ URL 及び改正箇所】

<http://www.customs.go.jp/news/news/paperless/index.htm>

「通関関係書類の電磁的記録による提出について（平成 25 年 10 月 13 日実施）」内
「通関関係書類の電磁的記録による提出について（Q&A）」の

「2. 【別紙】「輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出する必要があるもの」の取扱いについて（Q&A No. 49 関係）」

【改正概要】

- ・「麻薬等原料輸入（出）業者業務届受理証明書」については、写しによる通関が可能となったため、別紙内「原本を確認する許可書又は承認書等」欄の当該証明書を削除
- ・改正箇所は、2/5 ページ、3/5 ページの黄色網掛けで表示した部分

【問合せ先】

東京税関業務部

・ 通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337

・ 航空総括部門

電話：03-3599-6524

(別紙)

「輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて

1. 輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの
 - (1) 関税法第 70 条の規定に基づく他法令確認書類のうち、別紙に掲げる許可書又は承認書等（下記 2. に掲げるものを除く）

なお、許可書又は承認書等には、他法令において非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために提出する書類を含みます。
 - (2) EPA 特惠税率、一般特惠税率又は協定税率の適用を受けようとする際に提出する原産地証明書（メキシコ、スイス、ペルー協定に基づき認定輸出者が行う原産地申告を含む）
 - (3) 関税定率法第 9 条の 2 及び関税暫定措置法第 8 条の 6 に規定する関税割当制度を適用する際に提示する関税割当証明書
2. 輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの
 - (1) 輸出入関係

ワシントン条約に該当する貨物に係る税関への提出書類（輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令に基づく許可書又は承認書等を含む）
 - (2) 輸出関係

輸出貿易管理令第 1 条に基づき経済産業大臣が発行した輸出許可証（包括的な許可を除く）
 - (3) 輸入関係

輸入貿易管理令第 3 条に基づく公表三の 8（通関時確認）に規定する書類（写しによる提出が認められているものを除く）
輸入貿易管理令第 19 条に基づく政府機関の経済産業大臣への協議書
3. 原本の提出又は提示に係る留意事項

原本の提出又は提示に際しては、どの輸出入申告に係る書類であるかを容易に判別できるよう、申告年月日や申告番号等を付記するか申告控等を添付するようお願いいたします。

また、税関の審査において、審査担当職員が書面による確認が必要であると判断した場合は、原本の提出又は提示を求めることがあります。

1. 輸出他法令

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
輸出貿易管理令	<ul style="list-style-type: none"> ○令第1条第1項及び第2条第1項の規定により、経済産業大臣が、第2条第1項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した「輸出許可証」又は「輸出承認証」 ○令第11条の規定により経済産業大臣から権限委任を受けた税関長が発行した「輸出承認証」
外国為替令	<ul style="list-style-type: none"> ○令第6条第2項の規定により財務大臣又は経済産業大臣が発行した「許可証」 ○令第8条第2項の規定により財務大臣又はその事務委任を受けた税関長が発行した「輸出許可証」 ○令第17条第2項の規定により経済産業大臣が発行した「特定記録媒体等輸出等許可証」
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ○法第44条の規定により文化庁長官が発行した「輸出許可書」 ○文化庁文化財部美術学芸課長が発行した「古美術品輸出鑑査証明書」 ○法第82条の規定により文化庁長官が発行した「輸出許可書」 ○法第125条第1項の規定により文化庁長官が発行した「現状変更(輸出)許可書」
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○法第25条第3項の規定により環境大臣が交付した「適法捕獲等証明書」
大麻取締法	<ul style="list-style-type: none"> ○法第4条の規定により厚生労働大臣が発行した「輸出許可書」
覚せい剤取締法	<ul style="list-style-type: none"> ○法第30条の6第2項の規定により厚生労働大臣が発行した「覚せい剤原料輸出許可書」
麻薬及び向精神薬取締法 (関税法第70条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ○法第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付した「輸出許可書」 ○法第50条の12第3項から第5項において、準用する第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付した「輸出許可書」 ○法第50条の13第2項及び同条第3項において準用する第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付した「輸出許可書」
あへん法	<ul style="list-style-type: none"> ○法第6条第1項の規定により厚生労働大臣が発行した「あへん輸出委託証明書」 ○同条第2項の規定により厚生労働大臣が発行した「けしがら輸出許可書」
狂犬病予防法	<ul style="list-style-type: none"> ○犬等の輸出入検疫規則第9条の規定により家畜防疫官が交付した「犬の輸出検疫証明書」又は「狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書」
麻薬及び向精神薬取締法 (関税法第70条第2項) 【平成25年11月6日更新】	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条の4に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」
道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> ○法第15条の2第2項の規定により国土交通大臣が交付した「輸出抹消仮登録証明書」 ○法第16条第6項の規定により国土交通大臣が交付した「輸出予定届出証明書」 ○法第69条の2第4項の規定により国土交通大臣が交付した「輸出予定届出証明書」

2. 輸入他法令

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
外国為替令	○令第8条第2項の規定に基づき財務大臣が交付した「支払手段等の輸入許可証」
輸入貿易管理令	○令第4条第1項、第3項及び輸入貿易管理規則第2条第2項の規定により経済産業大臣又は税関長が交付した「輸入承認証」 ○令第3条第1項の規定による公表で定めた「確認書」等 ○「活のかんばち稚魚の養殖用の確認について」(24水漁第248号)に基づく「確認書」 ○「アスベスト含有製品の輸入規制について」(H18.8.23経済産業省製造産業局車両課事務連絡)に基づく「石綿非含有の証明書」
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	○法第26条の規定により輸出国の政府機関が発行した「適法捕獲(採取)証明書」又は「輸出許可証明書」
銃砲刀剣類所持等取締法	○法第7条第1項の規定により都道府県公安委員会が交付した「銃砲所持許可証」等 ○法第7条第1項の規定により都道府県公安委員会が交付した「刀剣類所持許可証」 ○法第15条第1項の規定により都道府県教育委員会が交付した「銃砲刀剣類登録証」又は「登録可能証明書」
印紙等模造取締法	○法第1条第2項の規定により財務大臣が交付した「輸入許可書」
大麻取締法	○法第4条の規定により厚生労働大臣が交付した「大麻輸入許可書」
覚せい剤取締法	○法第30条の6第1項の規定により厚生労働大臣が交付した「覚せい剤原料輸入許可書」
麻薬及び向精神薬取締法 【平成25年11月6日更新】	○法第14条第5項の規定により厚生労働大臣が交付した「麻薬輸入許可書」 ○法第50条の9第3項から第5項までにおいて準用する第14条第5項の規定により厚生労働大臣が交付した「向精神薬輸入許可書」 ○厚生労働省地方厚生(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた「麻薬向精神薬原料輸入届」
あへん法	○法第6条第1項ただし書に規定する国の委託を受けた者に厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長が交付した「あへん輸入委託証明書」 ○同条第2項の規定により厚生労働大臣が交付した「けしがら輸入許可書」
薬事法	○厚生労働省において医療用の用途に供するためのものであることの確認がなされた「輸入指定薬物用途誓約書」 ○「薬事法に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて」(財関第426号)の規定による「動物用医薬品輸入確認願」
肥料取締法	○「登録証」又は「仮登録証」若しくは登録等を受けた肥料である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」 ○指定配合肥料の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」 ○特殊肥料の輸入業者である旨の都道府県知事の「証明書」
水産資源保護法	○法第13条の2第4項の規定により農林水産大臣が交付した「輸入許可証」

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	○法第5条第3項(第11条第12項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人農畜産業振興機構が交付した「義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」又は「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」又は「義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	○独立行政法人農畜産業振興機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等輸入業務委託証明書」、「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」又は「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	○法第34条の規定により納付金を納付して米穀等を輸入する場合の「領収証書」 ○令第8条第4項に基づく変更の申出に係る納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」 ○法第45条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する場合の「領収証書」 ○令第8条第4項に基づく変更の申出に係る納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」
火薬類取締法	○法第24条第1項の規定により都道府県知事が交付した「火薬類輸入許可書」
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	○法第22条第1項の規定による経済産業大臣の「許可書」
郵便切手類模造等取締法	○法第1条第2項の規定により総務大臣が交付した「郵便切手類模造許可書」
アルコール事業法	○経済産業大臣が交付した「アルコール試験研究輸入承認書」及び「アルコール試験研究輸入承認申請書」
農薬取締法	○法第2条第3項の規定により農林水産大臣が交付した「登録票」又は「農林水産省消費・安全局農産安全管理課において証明した登録票の原本の記載と相違ない旨を証明した当該登録票の写し」 ○「農薬の輸出入について」(14生産第9525号)に基づく「別記様式第3号による書面」 ○「農薬の輸出入について」(14生産第9525号)に基づく「別記様式第4号による届出書」
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	○法第25条に基づく特定外来生物の種類を証する外国の政府機関により発行された「証明書その他の主務省令で定める証明書」 ○特定外来生物及び法第21条に規定する未判定外来生物以外の生物の種類を証する外国の政府機関により発行された「証明書その他の主務省令で定める証明書」

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<p>○法第56条の4ただし書きの規定により厚生労働大臣が交付した「特定一種病原体等輸入指定書」</p> <p>○法第56条の14において準用する第56条の10の規定により厚生労働大臣が交付した「二種病原体等輸入許可証」</p>
狂犬病予防法	<p>○犬等の輸出入検疫規則第9条の規定により家畜防疫官が交付した「犬の輸入検疫証明書」又は「狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書」</p>
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<p>○感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第10条第1項の規定により家畜防疫官が交付した「輸入検疫証明書」</p> <p>○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第29条第6項の規定により検疫所の長が交付した「届出受理証」</p>
高圧ガス保安法	<p>○法第22条第1項及び一般高圧ガス保安規則第45条第3項若しくは同規則第45条の2第1項若しくは同条第3項の規定により都道府県知事若しくは高圧ガス保安協会若しくは指定輸入検査機関が交付する「輸入検査合格証」又は第22条第1項及び同規則第45条第1項に規定する「輸入検査申請書」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された当該申請書</p> <p>○同規則第46条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」、「自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」</p> <p>○輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者(当該製造者の検査員を含む。)又は輸入者の作成した「試験成績書」(初回輸入時のみ)</p>